

戸籍に関する証明書などの請求

窓口での本人確認や請求の要件が5月から厳しくなります

5月1日から、住民基本台帳法および戸籍法の改正に伴い、住民票の写しや戸籍全部・個人

事項証明（戸籍謄本・抄本）などを請求できる要件が限定されるようになり、特に戸籍に関する証明書を請求する際の本人確認がより一層厳格化されます。

代理で請求する場合…戸籍に記載されている人、その配偶者・直系尊属（親や祖父母）・直系卑属（子や孫）でなければ委任状が必要になります。

戸籍の届け出の本人確認

5月1日から、戸籍の届け出のときに行う「本人確認」の方法がより厳しくなります。

は、後日、市から本人確認ができていなかった人あてに、届け出が受理されたことを通知します。

総合計画審議会

委員を募ります

次期総合計画の策定に向けて

市は、市政への市民の参画を推進するため、審議会委員の公募を進めています。

応募は所定の申込書に小論文（テーマは下記参照）を添えて、郵送かEメールで5月23日（郵送の場合は消印有効）までに総合計画担当グループ（〒662-8567六湛寺町10-3

市役所本庁舎4階☎0798・305・3404 vo_sougouk@nishi.or.jp）へ。

【対象】平成20年7月15日現在、20歳以上75歳未満の在住・在留者で、本市の他の審議会等の委員・職員・市議会議員でない人

【募集人数】4人 【小論文】2テーマとも提出を。各400字〜600字。

西宮市消費生活審議会

次期委員を公募

市は、「西宮市消費生活審議会」の現委員の任期が6月30日で終了することから、次期委員のうち2人を公募します。

【対象】平成20年7月1日現在、20歳以上75歳未満の市内在住・在勤者で、本市の他の審議会等の委員・職員・市議会議員でない人

【選考】書類選考。必要に応じて面接を実施

市が、4月1日付けで行った組織改正について、本紙4月10日号2面でもお知らせしましたが、健康福祉局における課・グループの新設、改称、統合について、詳しくお知らせします。

健康福祉局の組織改正について

4月1日付け

【3月分】《市あて》★「青い鳥」福祉基金へ、村田泰造、幸珠子、心身道強虎、森本真以、三好博子、大阪ガス小さな灯運動兵庫支部、高友福祉積善会、西水波アルミ同好会II合

善意の寄託

計58万6121円 《社会福祉協議会あて》★善意銀行へ、高木地区連合婦人会、総合福祉センター利用者、かぶとやま荘利用者、武庫川女子大学附属中学校・高等学校II 合計26万7088円 ★物品の寄付（ふきとり布、車いす）グループつくしんぼ、匿名1件（敬称略）

組織改正による新旧対照表(健康福祉局)

※電話番号の市外局番は《0798》

Table with 3 columns: 4月からの名称, 電話番号, 3月までの名称. Rows include 法人指導グループ, 介護保険グループ, 高齢福祉グループ, 高齢施設グループ, 子育て企画・育成グループ, 児童・母子支援グループ, 生活環境グループ, 食品衛生グループ.

平成20年度市県民税など

納税通知書を送付します

納期限一覧表

Table with 3 columns: 税目, 納期限. Rows include 市県民税(普通徴収分), 固定資産税, 都市計画税, 軽自動車税.

市県民税

また、給与からの引き去りで納める市県民税(特別徴収分の納税通知書は、勤務先の会社等あてに5月15日に発送します。 【問合せ先】市県民税：市民税グループ(0798・335・3267)▽固定資産税・都市計画税：資産税グループ(0798・335・3269)▽軽自動車税：税務管理グループ(0798・335・3209)▽納税について：納税グループ(0798・335・3251)